

各 位

2018年11月20日

香港証券先物委員会の声明に対する対応に関して

2018年11月1日、香港の証券先物委員会より“Statement on regulatory for virtual asset portfolios managers, fund distributors and trading platform operators”が発表されました。当社孫会社であるBIT ONE HONG KONG LIMITEDが香港にて運営している仮想通貨交換所“BitOne Trade HK”では、当該声明に対応して運営を行って参ります。

2018年11月1日、香港の証券先物委員会（SFC）より“Statement on regulatory for virtual asset portfolios managers, fund distributors and trading platform operators”という声明が発表されました。当該声明は、“virtual asset”に対する規制に関する声明であり、当社孫会社であるBIT ONE HONG KONG LIMITEDが香港にて運営している仮想通貨交換所“BitOne Trade HK”において、対応の必要がある可能性が高いものです。

当社グループにおいては、当該声明に対して、現地リーガルアドバイザーと必要に応じて対応する準備を行っております。

尚、“BitOne Trade HK”（ビットワントレード香港）は、日本、中国内地、米国、韓国居住者、また国連制裁国国籍所有者及び居住者の方の申し込みは受け付けておりません。

BitOne Trade HK URL : <https://bitonetrade.hk/>

【お問い合わせ先】

株式会社ビットワングループ
[http:// www.bitone-g.co.jp/](http://www.bitone-g.co.jp/)

Tel : 03-5360-8998 (代表) / Mail : info@bitone-g.co.jp